

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和4年6月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）ジョーシン水口北脇店 甲賀市水口町北脇字中切 440 番ほか
- 2 意見の概要 甲賀市からの意見
  - (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）および甲賀市みんなのまちを守り育てる条例（平成19年甲賀市条例第60号）を遵守してください。
  - (2) 建築物が高さ10m、3階以上、延床面積1,000㎡を超える場合は、景観法（平成16年法律第110号）の届出が必要です。
  - (3) 屋外広告物の総表示面積が10㎡を超える場合は許可申請が必要です。
  - (4) 図書等を扱う場合は、滋賀県青少年の健全育成に関する条例（昭和52年滋賀県条例第40号）の規定に基づき、有害図書等の販売など自主的な規制措置を講じてください。
  - (5) 店舗建築工事の施工等、店舗開設のための準備については、時期や内容等を十分に周知し、地域住民との協議内容や本市関係各課から出されている意見等にも誠意を持って対応してください。
  - (6) 雇用については、地元での積極的な採用の配慮をお願いします。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
甲賀市産業経済部商工労政課 甲賀市水口町水口 6053 番地
  - (2) 縦覧期間 令和4年6月24日から令和4年7月25日まで